

豊田市健康づくりキャラクター及びロゴ使用ガイドライン

(趣旨)

第1条 本ガイドラインは、豊田市健康づくりキャラクターのイラスト及び健康づくりに関するロゴ（以下「イラスト等」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本ガイドラインにおいて、イラスト等とは次のとおりとする。

- (1) 健康づくりキャラクターきらちゃん（別表1）
- (2) 豊田市食育キャラクターたべまる（別表2）
- (3) 健康づくりに関するロゴ（別表3）

(イラスト等の使用)

第3条 イラスト等は市のほか、事業所、自治区、学校等が広く市民、従業員等に対し健康づくりに関することを啓発する場合に、市への申請や報告なく使用することができる。

2 市以外のものが、次の各号いずれかに該当して使用する場合は、使用を開始する10日前までに豊田市健康づくりイラスト等の使用承認申請書（様式第1号）を市長に提出し、市の承認を得るものとする。

- (1) イラスト等の縦横比を変える場合。
- (2) イラスト等の色を変える場合。
- (3) イラスト等のデザインを変形させる場合。
- (4) イラスト等の一部を切り取って使用する場合。
- (5) 名前を定められたものと異なる表記で使用する場合。
- (6) 商標、商号等として使用する場合。

3 市長は、前項の規定による使用を承認する場合、豊田市健康づくりイラスト等の使用承認決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

4 市長は第2項の規定による使用を承認しない場合、豊田市健康づくりイラスト等の使用不承認決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

(権利)

第4条 イラスト等に関する一切の権利は、市に帰属する。

2 前条第1号から第4号の規定により、市以外のものがイラスト等を加工した場合に生じたイラスト及びロゴの一切の権利も、市に帰属する。

(禁止事項)

第5条 次の各号に掲げる場合は、イラスト等の使用を禁止とする。

- (1) 健康づくりの啓発の正しい理解を妨げる場合。
- (2) 特定の個人又は団体の売名に利用する場合。
- (3) 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動と結び付ける場合。
- (4) 暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者が使用する場合。

- (5) 法令や公序良俗に反する場合。
- (6) その他、市が不適切と判断する場合。

(使用料等)

第6条 イラスト等の使用料は無料とする。

(遵守事項)

第7条 イラスト等を使用する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 「健康づくりキャラクターきらちゃん」を使用する際は、『健康づくりキャラクターきらちゃん』の表記をすること。ただし、同一の啓発物等にイラスト等を複数掲載する場合は、最低1か所に表記すること。
- (2) 「豊田市食育キャラクターたべまる」を使用する際は、『豊田市食育キャラクターたべまる』の表記をすること。ただし、同一の啓発物等にイラスト等を複数掲載する場合は、最低1か所に表記すること。
- (3) 不当景品類及び不当表示防止法、食品表示法、健康増進法その他各種法令を遵守すること。

(イラスト等の使用の差止め)

第8条 本ガイドラインに違反する使用が認められた場合は、市は使用者の負担において使用の停止、回収、改善等を求めるなど適切な措置をとることができる。

(損失補償等の責任)

第9条 市は、使用者がイラスト等の使用に際して負った損害賠償及び損失補償等について一切の責任を負わない。

(その他)

第10条 本ガイドラインに定めるものの他、イラスト等の取扱いについて必要な事項は、市が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 このガイドラインは、令和7年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 このガイドラインは、令和7年10月1日から施行する。